

健保発30-31号  
平成30年8月1日

伊藤ハム健康保険組合  
理事長 松崎 義郎



## 組合規約の変更及び諸規程等の改定について

掲題の件について、平成30年7月17日開催の第171回組合会で議決され、近畿厚生局の認可及び届出が完了しましたので公告します。

変更及び改定の理由については『続紙1』に、新旧条文対照表については『続紙2』に記載しておりますのでご参照ください。

なお、「高額療養費支給手続規程」については、緊急を要しかつスケジュールの関係で上記の組合会に付議できなかったため、健康保険法施行令第7条第4項の規定による理事長専決処分とし、次回の組合会において報告し了承を得ることとします。

以上

# 規約変更・規程改定の理由（続紙1）

## 1. 組合規約

### 第5条について

当組合の議員定数は組合設立時（昭和41年11月）から51年間見直しが行われておらず、今般、健康保険組合連合会のデータに基づき、被保険者数から導かれる適正な議員定数の検証を行った結果、著しく多数であったため、削減を行うものである。

### 第9条第2項について

第5条の変更に関連し、変更するものである。

### 第11条第1項について

第5条の変更に関連し、変更するものである。

### 第26条について

第5条の変更に関連し、変更するものである。

### 第43条第1項について

組合の機関誌「きらり」を今年の春号をもって休刊としたことに起因するものである。

### 第51条について

平成17年4月施行の育児休業等終了時報酬月額変更（法第43条の2関係）及び平成26年4月施行の産前産後休業終了時報酬月額変更（法第43条の2関係）の法改正に対応したものである。法改正時、健康保険組合連合会がモデル規約の変更を、また、当組合も規約の変更を失念していたものである。

## 2. 監査及び検査規程

平成30年3月19日厚生労働省保険局保険課長発出の保保発0319第1号「健康保険組合における自己点検の実施について」の一部改正通知により、健康保険組合における自己点検シートが改められたことを受け条文を改定するものである。

## 3. 個人情報の利用目的の公表について

本年5月の当組合の機関誌「きらり」の休刊に伴う（株）イムラ封筒との取引休止、第2次データヘルス計画を遂行するため、健康事業サポート業者：（株）JMDCと健康保険関連業務のシステム開発業者：一般財団法人関西情報センターとの取引開始、骨密度検診の集団式から郵送式への変更、歩いて走って健康GET!の廃止等、これらを受け条文を改定するものである。

また、第7項については、平成29年4月1日施行の庶務規程の改組の際、条文の改定を失念していたものである。

## 4. 健康診査等補助金支給規程

平成30年度の保健事業の改廃に係り条文を改定するものである。

## 5. 高額療養費支給手続規程

平成29年度公布の法改正により、高額療養費制度が見直され、1年間のうち所得区分が一般又は住民税非課税であった月の外来の自己負担額の合計額について、年間14.4万円の上限が設けられ、いわゆる“年間の高額療養費”について規定する必要があるため。

また、その他の内容についても現行の事務と照らし合わせ、条文の充実を行った。

## 新旧条文対照表（続紙 2）

### 1. 組合格約

新	旧
<p>（議員の定数）</p> <p><b>第5条</b> この組合の組合会の議員の定数は、<u>20</u>人とする。</p>	<p>（議員の定数）</p> <p><b>第5条</b> この組合の組合会の議員の定数は、<u>32</u>人とする。</p>
<p>（互選議員の選挙区及び議員数）</p> <p><b>第9条</b> 互選議員の選挙は、全事業所を1選挙区とする全選挙区制をもって行う。</p> <p><b>2</b> 選挙する互選議員の数は、<u>10</u>人とする。</p>	<p>（互選議員の選挙区及び議員数）</p> <p><b>第9条</b> 互選議員の選挙は、全事業所を1選挙区とする全選挙区制をもって行う。</p> <p><b>2</b> 選挙する互選議員の数は、<u>16</u>人とする。</p>
<p>（当選人）</p> <p><b>第11条</b> 選挙の結果、比較多数により、上位<u>10</u>人までの投票を得た者をもって当選人とする。ただし、選出すべき議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。</p> <p>（後略）</p>	<p>（当選人）</p> <p><b>第11条</b> 選挙の結果、比較多数により、上位<u>16</u>人までの投票を得た者をもって当選人とする。ただし、選出すべき議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。</p> <p>（後略）</p>
<p>（理事の定数）</p> <p><b>第26条</b> この組合の理事の定数は、<u>8</u>人とする。</p>	<p>（理事の定数）</p> <p><b>第26条</b> この組合の理事の定数は、<u>14</u>人とする。</p>
<p>（標準報酬）</p> <p><b>第43条</b> 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、<u>法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項</u>の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、<u>法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項</u>の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</p> <p>（後略）</p>	<p>（標準報酬）</p> <p><b>第43条</b> 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項<u>若しくは</u>法第42条第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項<u>若しくは</u>法第43条第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</p> <p>（後略）</p>
<p>（公告の方法）</p> <p><b>第51条</b> この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板、若しくは組合のホームページに掲示する。</p>	<p>（公告の方法）</p> <p><b>第51条</b> この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板、若しくは組合<u>作成</u>のホームページに掲示<u>し、又は組合発行の機関誌に掲載</u>する。</p>
<p><b>附則</b></p> <p>（前略）</p> <p><u>・この規約の変更は、平成30年8月1日から施行する（第9条、第11条、第26条、第43条、第51条）。</u> <u>ただし、第9条、第11条及び第26条については、平成30年11月18日の組合会議員の任期満了に伴う総選挙及びその後に行う理事選挙から施行する。</u></p>	<p><b>附則</b></p> <p>（後略）</p>

## 2. 監査及び検査規程

新	旧
<p>(検査)</p> <p><b>第7条</b> 検査は、監事からの報告等により組合会として検査する必要がある場合、その都度委員を設置し、これを行う。</p> <p>2 前項の委員は、組合会において、選定議員、互選議員別に理事及び監事以外の議員から、それぞれ同数を選出するものとする。</p> <p>3 委員による検査に要する費用は、組合会費から支出することができる。</p> <p><u>4 第3条第2項から第5条までの規定は、検査を行う場合にこれを準用する。</u></p>	<p>(検査)</p> <p><b>第7条</b> 検査は、監事からの報告等により組合会として検査する必要がある場合、その都度委員を設置し、これを行う。</p> <p>2 前項の委員は、組合会において、選定議員、互選議員別に理事及び監事以外の議員から、それぞれ同数を選出するものとする。</p> <p>3 委員による検査に要する費用は、組合会費から支出することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>(中略)</p> <p><u>・この規程の改定は、平成30年8月1日から施行する(第7条、別紙様式)。</u></p>	<p><b>附 則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>(後略)</p>

【別紙様式…新】

(別紙様式)

**伊藤ハム健康保険組合 監査報告（通知）書**

平成 年 月 日

伊藤ハム健康保険組合 }  
伊藤ハム健康保険組合理事長 } 殿

監事 選定議員氏名 ⑩  
" 互選議員氏名 ⑩

平成 年 月 日当組合の監査を実施したところ、その結果は、下記のとおりであったので、報告（通知）する。

項目	評価	摘要
<b>1. 組合の事業運営</b>		
(1) 安定した財政運営	適・否	
(2) 役職員の職務執行状況等	適・否	
(3) 組合原簿等の整備	適・否	
<b>2. 組合会及び理事会に関する事項</b>		
(1) 組合会の状況	適・否	
(2) 理事会の状況	適・否	
(3) 監事監査の状況	適・否	
<b>3. 予算執行状況</b>		
(1) 収入関係	適・否	
(2) 支出関係	適・否	
(3) 予算の変更	適・否・不該当	
<b>4. 現金出納事務の状況</b>		
(1) 現金保有・保管状況	適・否・不該当	
(2) 小切手帳の取扱い・保管状況	適・否・不該当	
(3) 現金出納簿と預貯金との定期的な確認	適・否	
<b>5. 会計帳簿の整理状況等</b>		
(1) 現金出納簿	適・否	
(2) 歳入・歳出簿	適・否	
(3) その他の経理関係帳簿	適・否	
(4) 現金出納簿と収支差引残帳簿との突合	適・否	
<b>6. 決算の状況</b>		
(1) 決算の状況	適・否	
<b>7. 準備金及びその他の積立金の管理状況</b>		
(1) 保管替の取扱い	適・否	
(2) 理事会の承認	適・否	
(3) 準備金	適・否	
(4) 別途積立金	適・否・不該当	
(5) 退職積立金	適・否・不該当	
(6) 有価証券（社債等含む）	適・否・不該当	
<b>8. 固定資産、備品等の管理状況</b>		

(1) 台帳の整備状況	適・否	
(2) 資産の再評価	適・否・不該当	
(3) 不用財産等処分	適・否・不該当	
(4) 固定資産の減価償却	適・否・不該当	
<b>9. 収支証拠書類の整理保管状況</b>		
(1) 収支証拠書類の整理保管状況	適・否	
<b>10. 契約事務等の状況</b>		
(1) 契約事務等の状況	適・否	
<b>11. 会計帳簿の備え付けの状況</b>		
(1) 会計帳簿の備え付けの状況	適・否	
<b>12. 規約・諸規程の整備状況</b>		
(1) 規約・諸規程の整備状況	適・否	
<b>13. 適用に関すること</b>		
(1) 標準報酬の決定	適・否	
(2) 届出状況	適・否	
(3) 決定（確認）通知書	適・否	
(4) 被保険者証の保管・交付・回収	適・否	
(5) 育児休業の取扱い	適・否	
(6) 産前産後休業の取扱い	適・否	
(7) 介護保険被保険者の取扱い	適・否・不該当	
(8) 任意継続被保険者の取扱い	適・否	
(9) 被扶養者の認定	適・否	
(10) 被保険者証の検認等について	適・否	
(11) 教示事項の取扱い状況	適・否	
(12) 保険料徴収状況	適・否・不該当	
<b>14. 保険給付に関すること</b>		
(1) 療養の給付の状況	適・否	
(2) 現金給付の状況	適・否	
(3) 第三者行為の給付に関する求償状況	適・否	
(4) 教示事項の取扱い状況	適・否	
<b>15. 保健事業に関すること</b>		
(1) 健康管理事業推進委員会の状況	適・否・不該当	
(2) データヘルスに関すること	適・否	
(3) 健康管理委員の委嘱の状況	適・否・不該当	
(4) 特定健康診査・特定保健指導の状況	適・否	
(5) 健康教育に関する実施状況	適・否・不該当	
(6) 健康相談に関する実施状況	適・否・不該当	
(7) 健診後の指導状況	適・否・不該当	
(8) 疾病予防の実施状況	適・否・不該当	
(9) 広報の実施状況	適・否・不該当	
(10) 労働安全衛生法に基づき事業主が実施すべき 健診の受託の状況	適・否・不該当	
(11) 長期未受診者に対する指導状況	適・否・不該当	
(12) 共同事業の実施状況	適・否・不該当	

16. 医療費適正化対策の状況		
(1) 医療費通知等の実施状況	適・否	
(2) レセプト点検等の実施状況	適・否・不該当	
(3) 後発医薬品の使用促進	適・否・不該当	
(4) 柔道整復師に係る療養費の点検等の実施状況	適・否・不該当	
17. 公告の取扱い		
(1) 公告の取扱い	適・否	
18. 個人情報に関すること		
(1) 利用目的の特定等	適・否	
(2) 利用目的の通知等	適・否	
(3) 個人情報の適正な取得等	適・否	
(4) 安全管理措置等	適・否	
(5) 個人データの第三者提供	適・否	
(6) 外国にある第三者への提供の制限	適・否	
(7) 第三者提供に係る記録の作成等	適・否	
(8) 第三者提供を受ける際の確認等	適・否	
(9) 保有個人データに関する事項の公表等	適・否	
(10) 本人からの請求による保有個人データの開示	適・否	
(11) 訂正及び利用停止	適・否	
(12) 開示等の請求等に応じる手続及び手数料	適・否	
(13) 理由の説明、事前の請求、苦情の処理	適・否	



## 19. 監査概評

### 1. 概評

### 2. 意見

【別紙様式…旧】

(別紙様式)

**伊藤ハム健康保険組合 監査報告（通知）書**

平成 年 月 日

伊藤ハム健康保険組合 }  
伊藤ハム健康保険組合理事長 } 殿

監事 選定議員氏名 ⑩  
" 互選議員氏名 ⑩

平成 年 月 日当組合の監査を実施したところ、その結果は、下記のとおりであったので、報告（通知）する。

項目	評価	摘要
<b>1. 全般に関する事項</b>		
(1) 組合運営状況	適・否	
(2) 事務執行状況	適・否	
(3) 個人情報保護遵守状況	適・否	
(4) 診療報酬明細書保存システム状況	適・否	
<b>2. 組合会に関する事項</b>		
(1) 議員の選定及び選挙の手續	適・否	
(2) 組合会の招集手續	適・否	
(3) 組合会議決事項の執行状況	適・否	
(4) 会議録の整理	適・否	
(5) その他	適・否	
<b>3. 理事会に関する事項</b>		
(1) 理事及び理事長の選任手續	適・否	
(2) 理事会の招集手續	適・否	
(3) 理事会議決事項の執行状況	適・否	
(4) 会議録の整理	適・否	
(5) 理事長専決の処理	適・否	
(6) その他	適・否	
<b>4. 庶務に関する事項</b>		
(1) 組合原簿及び規約台帳の整備	適・否	
(2) 諸規程の制定及び整備	適・否	
(3) 公告事項の処理状況	適・否	
(4) 常務理事の選任手續	適・否	
(5) 事務職員の任免及び研修状況	適・否	
(6) 監査における指摘事項等の履行状況	適・否	
(7) 監督庁の監査における指摘事項等の履行状況	適・否	
(8) その他	適・否	
<b>5. 財務に関する事項</b>		
(1) 組合財政の状況	適・否	
(2) 収入支出の決定状況	適・否	
(3) 会計諸帳簿の整理	適・否	

(4) 支払余裕金と現金出納簿との突合	適・否	
(5) 収支証拠書類の整理保管と会計帳簿との突合	適・否	
(6) 準備金、その他の財産の管理状況	適・否	
(7) 決算（見込）の状況	適・否	
(8) 今後の収支の見通し	適・否	
(9) 保険料の徴収状況	適・否	
(10) 支払基金その他に対する支払状況	適・否	
(11) 現金の出納、保管状況	適・否	
(12) その他	適・否	
<b>6. 適用に関する事項</b>		
(1) 被保険者資格の得喪処理	適・否	
(2) 被保険者証の検認・更新、回収状況	適・否	
(3) 標準報酬の決定及び決定の処理	適・否	
(4) 被扶養者の認定	適・否	
(5) その他	適・否	
<b>7. 保険給付に関する事項</b>		
(1) 法定給付の決定状況	適・否	
(2) 診療報酬明細書の事後審査状況	適・否	
(3) 長期疾病にかかる給付記録の整理	適・否	
(4) その他	適・否	
<b>8. 保健事業に関する事項</b>		
(1) 特定健康診査の実施状況	適・否	
(2) 特定保健指導の実施状況	適・否	
(3) 保健指導宣伝の実施状況	適・否	
(4) 疾病予防の実施状況	適・否	
(5) 体育奨励の実施状況	適・否	
(6) その他の保健・福祉事業の実施状況	適・否	
(7) 固定施設の管理運営状況	適・否	
(8) その他	適・否	
<b>9. 統計に関する事項</b>		
(1) 統計資料の作成整理状況	適・否	
(2) 統計資料の活用状況	適・否	
(3) その他	適・否	

## 10. 監査概評

### 1. 概評

### 2. 意見

### 3. 個人情報の利用目的の公表について

新	旧
<p>1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューター（<u>基幹システム</u>）にデータを収納、健康保険業務全般に利用します。</li> </ul> <p>（後略）</p>	<p>1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。</li> </ul> <p>（後略）</p>
<p>（前略）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>（後略）</p>	<p>（前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>骨密度の集団検診の申込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、所属事業所、所属部署データを契約検診業者「一般財団法人日本予防医学協会」、「一般財団法人北陸予防医学協会」、「一般財団法人日本健康倶楽部」、「独立行政法人労働者健康福祉機構・治療就労両立支援センター」に渡し、検診結果データの取得及び結果票の配付に利用します。</u></li> </ul> <p>（後略）</p>
<p>（前略）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>（後略）</p>	<p>（前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>当組合機関誌を被保険者に配布（郵送）するため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを郵送代行業者「(株)イムラ封筒」に渡し、各家庭に送付します。</u></li> </ul> <p>（後略）</p>
<p>（前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>基幹システム以外の各種データ分析システム及びWEB配信サービス等システムに必要なため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、所属事業所、所属部署データ等を健康事業サポート業者：(株)JMDC及び健康保険関連業務のシステム開発業者：一般財団法人関西情報センターに提供します。</u></li> </ul> <p>（後略）</p>	<p>（前略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（後略）</p>
<p>2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●業務処理コンピューター（<u>基幹システム</u>）にデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。</li> </ul> <p>（後略）</p>	<p>2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。</li> </ul> <p>（後略）</p>

<p>3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、健康保険業務システム業者「(株)ケーシップ」に、柔道整復療養等の療養費及び第二家族療養費については「ガリバー・インターナショナル(株)」にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューター <u>(基幹システム)</u> に収納し、健康保険業務に利用します。</p> <p>(後略)</p>	<p>3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、紙レセプトは、健康保険業務システム業者「(株)ケーシップ」に、柔道整復療養等の療養費及び第二家族療養費については「ガリバー・インターナショナル(株)」にパンチ入力を委託し、本体部分はイメージスキャナーにて読み取りをさせ、データベース化したものを当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。</p> <p>(後略)</p>
<p>(前略)</p> <p>●レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。 <u>なお、データを取り込む分析等システムは、健康保険組合連合会が提供する「レセプト分析管理システム」、健康事業サポート業者(株)JMDCが提供する分析ツール「らくらく健助」、WEB配信ツール「PeP Up」、健康保険関連業務のシステム開発業者一般財団法人関西情報センターが提供する分析ツール「EMITAS-I」です。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>●レセプトデータを医療費分析に用い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。</p> <p>(後略)</p>
<p>(前略)</p> <p>●<u>レセプトデータを基に、健康事業サポート業者「(株)JMDC」に委託し、医療費通知を加入者にWEB配信します。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(後略)</p>
<p>(前略)</p> <p>●<u>レセプトデータを基に、健康事業サポート業者「(株)JMDC」に委託し、ジェネリック医薬品利用促進通知を該当加入者にWEB配信します。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(後略)</p>
<p>4 健康診断については、被保険者は健診受託業者の「一般財団法人日本予防医学協会」に業務委託して実施し、被扶養者及び任意継続加入者は健診機関への申込み代行業者の「(株)ケーシップ」に健診機関への申込みを委託して実施します。</p> <p>●結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者又は健診申込み代行業者を通じ健診機関から受け取り、当組合の業務処理コンピュータ</p>	<p>4 健康診断については、被保険者は健診受託業者の「一般財団法人日本予防医学協会」に業務委託して実施し、被扶養者及び任意継続加入者は健診機関への申込み代行業者の「(株)ケーシップ」に健診機関への申込みを委託して実施します。</p> <p>●結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者又は健診申込み代行業者を通じ健診機関から受け取り、当組合の業務処理コンピュータ</p>

<p>一 <u>(基幹システム)</u> に入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。</p> <p>(後略)</p>	<p>一に入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。</p> <p>(後略)</p>
<p>(前略)</p> <p>● <u>健診結果データを健康事業サポート業者「(株)JMDC」が提供するデータ分析システムに取り込み、加入者の“健康年齢”を算定し、加入者に配付します(紙による又はWEB配信)。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(後略)</p>
<p>(前略)</p> <p>● <u>レセプトデータを基に、健康事業サポート業者「(株)JMDC」に委託し、ジェネリック医薬品利用促進通知を該当加入者にWEB配信します。</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(後略)</p>
<p>(前略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(後略)</p>	<p>(前略)</p> <p>● <u>ウォーキングイベントの参加者から提出していただいた写真やコメントに事業所名、部署名、氏名を付し、機関誌に掲載します。</u></p> <p>(後略)</p>
<p>7 特定個人情報について (中略)</p> <p>また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。</p> <p>(1)各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の<u>文書保存規程</u>に則り、規定保存年数までロッカー又は倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。</p> <p>また、紙以外の媒体による個人情報については、システム等運用管理規程の規定に則り、適正に保存管理を行います。</p> <p>(後略)</p>	<p>7 特定個人情報について (中略)</p> <p>また、当組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。</p> <p>(1)各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当組合の<u>庶務規程(文書管理に関する事項を規定)</u>に則り、規定保存年数までロッカー又は倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。</p> <p>また、紙以外の媒体による個人情報については、システム等運用管理規程の規定に則り、適正に保存管理を行います。</p> <p>(後略)</p>
<p>附 則 (施行期日) (中略)</p> <p>・ <u>この規則の改定は、平成30年8月1日から施行する(第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第7項)。</u></p>	<p>附 則 (施行期日) (後略)</p>

#### 4. 健康診査等補助金支給規程

新	旧
<p>(健診等の範囲)</p> <p><b>第2条</b> 当組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。</p> <p>1 生活習慣病対策事業</p> <p>(1) 特定健康診査</p> <p>(2) 特定保健指導</p> <p>2 疾病予防事業</p> <p>(1) 人間ドック</p> <p>(2) がん検診</p> <p>(3) 口腔歯科検診</p> <p>(4) 骨密度検診</p> <p>(5) 禁煙サポート制度</p> <p>3 運動促進事業</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(1) スポーツクラブ利用</u></p> <p><b>4 WEBツールを用いた健康増進インセンティブポイント付与事業</b></p>	<p>(健診等の範囲)</p> <p><b>第2条</b> 当組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。</p> <p>1 生活習慣病対策事業</p> <p>(1) 特定健康診査</p> <p>(2) 特定保健指導</p> <p>2 疾病予防事業</p> <p>(1) 人間ドック</p> <p>(2) がん検診</p> <p>(3) 口腔歯科検診</p> <p>(4) 骨密度検診</p> <p>(5) 禁煙サポート制度</p> <p>3 運動促進事業</p> <p><u>(1) チャレンジ!ヘルスアップウォーキング</u></p> <p><u>(2) スポーツクラブ利用</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第3条</b> 補助金の支給対象者及び支給要件は次のとおりとする。</p> <p>1 生活習慣病対策事業 (中略)</p> <p>2 疾病予防事業</p> <p>(1) 人間ドック</p> <p>35歳以上の被保険者又は被扶養者で、特定健康診査の基本項目を全て含む人間ドックを受診し、健診結果を当組合が健診機関より受領することに同意する場合。</p> <p>(2) がん検診</p> <p>受診日に資格を有する被保険者・被扶養者で、胃がん、<u>胃がんリスク(ピロリ菌)</u>、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診を受診する場合。ただし、人間ドックのオプションとして受けた「がん検診」、保険証を使用し診療として受けた「がん検査」は対象外とする。胃がん・大腸がん検診は40歳以上の男女、<u>胃がんリスク(ピロリ菌) 検診は30歳以上の男女</u>、子宮頸がん検診は20歳以上の女性、乳がん検診は30歳以上の女性、前立腺がん検診は50歳以上の男性とする。</p> <p>(3) 口腔歯科検診</p> <p>大規模事業所で巡回検診を実施する際に受診する被保険者、又は被扶養者及び前記以外の事業所に勤務する被保険者で郵送式検診を希望する場合。</p> <p>(4) 骨密度検診</p>	<p><b>第3条</b> 補助金の支給対象者及び支給要件は次のとおりとする。</p> <p>1 生活習慣病対策事業 (中略)</p> <p>2 疾病予防事業</p> <p>(1) 人間ドック</p> <p>35歳以上の被保険者又は被扶養者で、特定健康診査の基本項目を全て含む人間ドックを受診し、健診結果を当組合が健診機関より受領することに同意する場合。</p> <p>(2) がん検診</p> <p>受診日に資格を有する被保険者・被扶養者で、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がん検診を受診する場合。ただし、人間ドックのオプションとして受けた「がん検診」、保険証を使用し診療として受けた「がん検査」は対象外とする。胃がん・大腸がん検診は40歳以上の男女、子宮頸がん検診は20歳以上の女性、乳がん検診は30歳以上の女性、前立腺がん検診は50歳以上の男性とする。</p> <p>(3) 口腔歯科検診</p> <p>大規模事業所で巡回検診を実施する際に受診する被保険者、又は被扶養者及び前記以外の事業所に勤務する被保険者で郵送式検診を希望する場合。</p> <p>(4) 骨密度検診</p>



<p><u>当該年度に 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳の節目年齢に達する女性被保険者又は女性被扶養者で郵送式検診を希望する場合。</u></p> <p>(5) 禁煙サポート制度 20 歳以上の被保険者・被扶養者で、「禁煙外来コース」を利用して禁煙に挑戦し成功した場合。なお、市販の医療用ニコチンガムやニコチンパッチも対象とし、電子タバコ等医療用でない禁煙グッズは対象外とする。</p> <p>3 運動促進事業 <u>(削る)</u></p> <p>(1) スポーツクラブ利用 利用日時点において 16 歳の誕生日当日から 75 歳の誕生日前日までの被保険者・被扶養者で、コナミスポーツクラブを利用する場合。</p> <p>4 <u>WEBツールを用いた健康増進インセンティブポイント付与事業</u> <u>被保険者、被扶養配偶者及び 20 歳以上の被扶養者で当該ツールに加入手続きを行った者。</u></p>	<p><u>大規模事業所で巡回検診を実施する際に受診する 20 歳以上の女性被保険者。</u></p> <p>(5) 禁煙サポート制度 20 歳以上の被保険者・被扶養者で、「禁煙外来コース」を利用して禁煙に挑戦し成功した場合。なお、市販の医療用ニコチンガムやニコチンパッチも対象とし、電子タバコ等医療用でない禁煙グッズは対象外とする。</p> <p>3 運動促進事業 <u>(1)チャレンジ！ヘルスアップウォーキング</u> <u>春・秋の各実施期間中の連続した 49 日間に毎日歩いて 50 万歩を達成した被保険者・被扶養配偶者・40 歳以上の被扶養者。</u></p> <p>(2) スポーツクラブ利用 利用日時点において 16 歳の誕生日当日から 75 歳の誕生日前日までの被保険者・被扶養者で、コナミスポーツクラブを利用する場合。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(補助金額及び回数)</p> <p><b>第 4 条</b> 補助金の額、及び回数は健診等の種類ごとに当該各号に定める。ただし、第 1 号の (1) の①及び第 2 号の (1) の補助金は受診者 1 人当たり 1 年度 (4 月～翌年 3 月) につきいずれか 1 回とし、重複して支給しない。</p> <p>1 生活習慣病対策事業</p> <p>(1) 特定健康診査</p> <p>① 特定健康診査受診料 … <u>8,500</u> 円+税までの実費</p> <p>② 被扶養者が勤務先で受診し、健診結果を当組合に提出する場合 … 薄謝 (2,000 円相当の商品券) を進呈</p> <p>(2) 特定保健指導 特定保健指導料 … 全額 (現物給付)</p> <p>2 疾病予防事業</p> <p>(1) 人間ドック オプション検査を含む検査料 … 年度に 1 回 30,000 円 (税込) までの実費</p>	<p>(補助金額及び回数)</p> <p><b>第 4 条</b> 補助金の額、及び回数は健診等の種類ごとに当該各号に定める。ただし、第 1 号の (1) の①及び第 2 号の (1) の補助金は受診者 1 人当たり 1 年度 (4 月～翌年 3 月) につきいずれか 1 回とし、重複して支給しない。</p> <p>1 生活習慣病対策事業</p> <p>(1) 特定健康診査</p> <p>① 特定健康診査受診料 … <u>8,000</u> 円+税までの実費</p> <p>② 被扶養者が勤務先で受診し、健診結果を当組合に提出する場合 … 薄謝 (2,000 円相当の商品券) を進呈</p> <p>(2) 特定保健指導 特定保健指導料 … 全額 (現物給付)</p> <p>2 疾病予防事業</p> <p>(1) 人間ドック オプション検査を含む検査料 … 年度に 1 回 30,000 円 (税込) までの実費</p>

ただし、当該年度に 35・40・45・50・55・60・65・70 歳の節目年齢に達する者については、年度に 1 回 60,000 円（税込）までの実費

(2) がん検診

■被保険者

- ①胃がん検診 … 年度に 1 回  
(i)市区町村が実施する検診か、最寄りの医療機関で受診する検診 … 5,000 円（税込）までの実費  
(ii)大規模事業所の敷地内で実施する集団検診 … 全額（現物給付）

②胃がんリスク検診 … 3 年度に 1 回

郵送式検診 … 全額（現物給付）

- ③大腸がん検診 … 年度に 1 回  
(i)市区町村が実施する検診か、最寄りの医療機関で受診する検診 … 3,000 円（税込）までの実費  
(ii)大規模事業所の敷地内で実施する集団検診 … 全額（現物給付）  
(iii)小規模事業所を対象とする郵送式検診 … 全額（現物給付）

④子宮頸がん検診 … 年度に 1 回  
④⑤合わせて 5,000 円（税込）までの実費

⑤乳がん検診 … 年度に 1 回  
④⑤合わせて 5,000 円（税込）までの実費

⑥前立腺がん検診 … 年度に 1 回  
郵送式検診 … 全額（現物給付）

■被扶養者

- ①胃がん検診 … 年度に 1 回  
②胃がんリスク検診 … 3 年度に 1 回  
郵送式検診 … 全額（現物給付）  
③大腸がん検診 … 年度に 1 回  
④子宮頸がん検診 … 年度に 1 回  
⑤乳がん検診 … 年度に 1 回  
①・③～⑤合わせて 5,000 円（税込）までの実費

(3) 口腔歯科検診

【巡回式】

被保険者 … 年度に 1 回全額（現物給付）

(新設)

(2) がん検診

■被保険者

- ①胃がん検診 … 年度に 1 回  
(i)市区町村が実施する検診か、最寄りの医療機関で受診する検診 … 5,000 円（税込）までの実費  
(ii)大規模事業所の敷地内で実施する集団検診 … 全額（現物給付）

(新設)

②大腸がん検診 … 年度に 1 回  
(i)市区町村が実施する検診か、最寄りの医療機関で受診する検診 … 3,000 円（税込）までの実費

(ii)大規模事業所の敷地内で実施する集団検診 … 全額（現物給付）

(iii)小規模事業所を対象とする郵送式検診 … 全額（現物給付）

③子宮頸がん検診 … 年度に 1 回  
③④合わせて 5,000 円（税込）までの実費

④乳がん検診 … 年度に 1 回  
③④合わせて 5,000 円（税込）までの実費

⑤前立腺がん検診 … 年度に 1 回  
郵送式検診 … 全額（現物給付）

■被扶養者

- ①胃がん検診 … 年度に 1 回

(新設)

②大腸がん検診 … 年度に 1 回  
③子宮頸がん検診 … 年度に 1 回  
④乳がん検診 … 年度に 1 回  
①～④合わせて 5,000 円（税込）までの実費

(3) 口腔歯科検診

被保険者 … 年度に 1 回全額（現物給付）

<p><u>【郵送式】</u>  <u>被保険者 … 2年度に1回全額(現物給付)、被扶養者と交互に実施</u>  <u>被扶養者 … 2年度に1回全額(現物給付)、被保険者と交互に実施</u></p> <p>(4)骨密度検診  被保険者・<u>被扶養者</u> … <u>5</u>年度に1回全額(現物給付)</p> <p>(5)禁煙サポート制度  被保険者・被扶養者 … 年度に1回25,000円(税込)までの実費  結果報告後<u>1年</u>以上禁煙続行中の場合 … 記念品(<u>20,000</u>円相当の商品券)を贈呈</p> <p><b>3 運動促進事業</b>  <u>(削る)</u></p> <p><u>(1)スポーツクラブ利用</u>  全国のコナミススポーツクラブの都度利用料金 … 利用者負担500円+税とし、超過分を負担  (回数…制限無し)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(4)骨密度検診  被保険者 … <u>3</u>年度に1回全額(現物給付)</p> <p>(5)禁煙サポート制度  被保険者・被扶養者 … 年度に1回25,000円(税込)までの実費  結果報告後<u>6ヶ月</u>以上禁煙続行中の場合 … 記念品(<u>3,000</u>円相当の商品券)を贈呈</p> <p><b>3 運動促進事業</b>  <u>(1)チャレンジ!ヘルスアップウォーキング</u>  <u>年2回(春・秋) … 記念品(2,000円相当の商品券)を進呈</u></p> <p><u>(2)スポーツクラブ利用</u>  全国のコナミススポーツクラブの都度利用料金 … 利用者負担500円+税とし、超過分を負担  (回数…制限無し)</p>
<p>(補助金の支給申請手続き)  <b>第5条</b> 健診等の種類ごとに当該各号に定める。  (中略)  <u>(削る)</u></p>	<p>(補助金の支給申請手続き)  <b>第5条</b> 健診等の種類ごとに当該各号に定める。  (中略)  <b>3 運動促進事業</b>  <u>チャレンジ!ヘルスアップウォーキング</u>  <u>「ウォーキング50万歩達成報告書」</u>  <u>(様式6)に毎日の歩数を記録し提出。</u></p>
<p>(健康増進インセンティブポイントの付与)  <b>第7条</b> 健康増進インセンティブポイントの付与に関して、メニュー、個々のポイント数、有効期限、交換できる商品等については、理事会の決定による。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>附 則</b>  (中略)</p> <p>(施行期日)  (中略)</p> <p><u>・この規程の改定は、平成30年8月1日から施行する(第2条、第3条、第4条、第5条、第7条)。</u>  <u>ただし、第4条第1項、同条第2項について平成30年4月1日より適用する。</u></p>	<p><b>附 則</b>  (中略)</p> <p>(施行期日)  (後略)</p>

## 5. 高額療養費支給手続規程

新	旧
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、健康保険法施行規則第109条及び109条の2に基づき、伊藤ハム健康保険組合（以下組合という）における<u>月間の高額療養費及び年間の高額療養費</u>の支給手続を行うに必要となる事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、健康保険法施行規則第109条に基づき、伊藤ハム健康保険組合（以下組合という）における高額療養費及びの支給手続を行うに必要となる事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。</p>
<p>(請求形式)</p> <p><b>第2条</b> <u>社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書について、当該明細書データ又は明細書を組合で受領したとき、療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。</u></p>	<p>(請求形式)</p> <p><b>第2条</b> <u>高額療養費は社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書若しくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書を組合で受領したとき、また第二家族療養費にかかるものについては当該申請書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。</u></p>
<p>(支給時期)</p> <p><b>第3条</b> <u>月間の高額療養費は毎月25日に支給する。ただし、金融機関が休日の場合は直前の営業日に支給する。なお、療養費・第二家族療養費がある場合は月末とする。その日が金融機関の休日の場合は、前段に準ずる。</u></p> <p><b>2</b> <u>年間の高額療養費は毎年10月に支給する（ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある）。</u></p>	<p>(支給時期)</p> <p><b>第3条</b> 高額療養費は毎月25日に支給する。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(支給方法)</p> <p><b>第4条</b> <u>高額療養費は、月間のもの及び年間のものいずれについても銀行振込により支給する。事業主から支払われる当該月支払分の給与がある場合はその額に合算して給与振込指定口座に、その他の場合は被保険者が指定した口座に振り込む。</u></p>	<p>(支給方法)</p> <p><b>第4条</b> <u>高額療養費は、給与振込用口座若しくは指定口座への振込みにより支給する。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>(中略)</p> <p><u>・この規程の改定は、平成30年8月1日から施行する(第1条、第2条、第3条、第4条)。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>(後略)</p>